

善通寺市 AI-OCR 導入業務仕様書

1 業務名

善通寺市 AI-OCR 導入業務

2 履行期間契約締結日から令和8年3月31日まで

ただし、令和7年9月1日までに環境構築を完了させること。

3 業務の目的

善通寺市（以下「本市」という。）では、DX推進の一環として、AI-OCRを導入し、紙媒体の申請書等からシステム等への転記作業などに係る作業時間を短縮することで、業務の効率化を行い、行政サービスの向上に繋げていくことを目的とする。

4 業務内容

(1) AI-OCR 導入

機能要件一覧表（様式4）に示す必須項目の要件を満たすものを導入すること。

(2) 環境構築

市職員が利用できるように AI-OCR の環境構築を行うこと。

環境構築にあたっては、以下の事項を留意すること。

ア 市庁舎内に設置された業務端末で、市職員による AI-OCR の帳票設定、実行を可能とすること。

イ AI-OCR を導入する端末については市で準備する。受託者は市が指定する端末へ動作環境を構築すること。

ウ システム管理部署やネットワーク保守委託先業者と必要な協議・検討を行うこと。

エ AI-OCR の動作環境構築に係る費用（ソフトウェア費、保守費等一式）は、全て受託者において負担すること。

(3) 保守・運用支援体制の構築

AI-OCR を円滑に運用できるためのサポート体制を用意すること。

5 動作環境

以下の動作環境に対応した AI-OCR を導入すること。

(1) クライアントパソコンの動作要件

ア OS	Windows10Pro 64bit
イ CPU	Core i5-10210U
ウ メモリ	8GB
エ SSD	256GB
オ ウェブブラウザ	Microsoft Edge、Google Chrome

(2) ネットワーク環境に係る前提条件

ア 庁内 LAN 回線速度

本庁舎 1 G b p s、各出先庁舎 1 G b p s (ベストエフォート)

イ L G W A N 回線速度

5 0 M b p s (帯域保証)

ウ その他

システムは、本市の L G W A N 系ネットワークに接続すること。

L G W A N 系ネットワークは、インターネットから分離されており、インターネットから隔離された環境においても動作を保証するものとしなければならない。

6 成果品

本業務の成果品は、AI-OCR ソフトウェア及びこれに付随する一切の機器、資料等であり、市の指定する期日までに納品すること。なお、成果品の内容の詳細については別途協議のうえ、決定するものとする。

なお、現在予定している成果品は次のとおり。

(1) AI-OCR ソフトウェア

(2) AI-OCR 操作マニュアル

(3) 打合資料及び協議録

7 留意事項

(1) 本業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、市と受託者が協議し定めるものとする。

(2) 受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏洩すること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

(3) 本業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利について

は、受託者において使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。

- (4) 受託者は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、善通寺市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守すること。また、受託者は、本業務の遂行に当たり知り得た情報を市の許可なく他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (5) 受託者は、定期的または随時開催する進捗会議、臨時報告、相談を本市が指定した場所にて行うものとし、会議資料等の提出及び説明を行うこと（本市と協議のうえで Web 会議による実施も可とする）。